



Hawai'i Tourism Japan

## 電子渡航認証システム ESTA(エスタ)のご案内

### ハワイへ渡航・経由される方は必ずご覧下さい！

米国政府の規定により、ビザなし(90日以内の観光・商用目的)で、ハワイ含む米国へ渡航または経由する場合、渡航前に電子渡航認証システム ESTA(エスタ)の申請および認証を受けることが義務づけられています。

認証を受けていない場合、米国行き航空機への搭乗や米国への入国を拒否されます。

ESTAの申請は、専用ウェブサイトから無料で行うことができます。インターネット環境が必要となります。入力内容はパスポート情報や渡航情報、氏名など個人情報、その他いくつかの質問に「はい」「いいえ」で答えます。入力は全て英語となります。

ESTA ウェブサイト <https://esta.cbp.dhs.gov/>



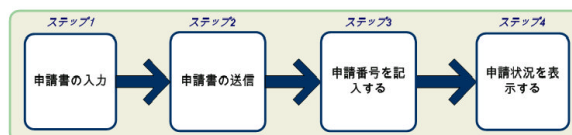
[本文へ](#)

ESTAへようこそー 米国政府の公式ウェブサイト

[English](#) [Čeština](#) [Dansk](#) [Deutsch](#) [Eesti](#) [Español](#)  
[Français](#) [Íslenska](#) [Italiano](#) [日本語](#) [한국어](#) [Latviešu](#)  
[Lietuvių](#) [Magyar](#) [Nederlands](#) [Norsk](#) [Português](#) [Slovenčina](#)  
[Slovenščina](#) [Suomi](#) [Svenska](#)

電子渡航認証システムウェブサイトへようこそ

ビザ免除プログラムに基づき米国に渡航しようとしている海外旅行者は、現在は強化された安全基準を遵守することが求められます。ビザ免除プログラムに基づき渡米を希望しているすべての渡航者は、以下のプロセスにしたがって渡航認証を受ける必要があります。



何か質問があれば、各ページの上部にあるヘルプをクリックしてください。

すべての回答を英語(ローマ字)で入力してください。必須項目は、赤の星印が付いています。\*

詳細は以下をご覧下さい。

ESTA 登録手順ガイド (米国大使館ウェブサイト)

<http://tokyo.usembassy.gov/pdfs/wwwf-esta2008j.pdf>

米国大使館 ESTA のページ <http://japan.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-esta2008.html>

※ 在京米国大使館 では、有料で電話での問い合わせを受け付けています。

外務省ウェブサイト [http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/us\\_esta.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/us_esta.html)

>>>次ページへつづく

ご留意事項:

- ◆ インターネット環境のない方や英語が分からない方等は、申請者本人以外が代行することも可能です。旅行会社で旅行を申し込まれた場合、別途の契約として申請を代行してくれることもあります。(有料の場合があります)
- ◆ 乳幼児を含む、上記に該当する全てのビザなし渡航・経由者が対象です。
- ◆ 申請自体は、具体的に渡航日程が決まっていなくても可能ですので、米国への渡航予定がある方は余裕をもって申請することをお勧めします。申請に対する回答は大概即座になされますが、仮に回答が保留された場合は、72 時間以内に回答となります。
- ◆ 認証が拒否された場合は、最寄りの米国大使館・総領事館で査証申請を行う必要があります。
- ◆ 査証を取得していない場合とは、米国において乗り継ぎするケース等も含まれます。また、ESTA は査証免除者を対象としていますから、既に留学や就労の米国査証をお持ちの方は、基本的には ESTA への申請は必要ありません。
- ◆ 一度認証を受けると 2 年間(ただし、2 年以内にパスポートの期限が切れる場合は、パスポートの有効期限日まで)有効となります。
- ◆ 申請した情報は、ESTA ウェブサイトで更新することができます。
- ◆ ESTA による渡航認証は入国を保証するものではありません。

情報は 2009 年 9 月 17 日現在のものです。